

藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、男性(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民票に記載された性別が男性である者をいう。以下同じ。)が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すとともに、子育て世帯の仕事と家庭生活の両立支援を図るため、男性労働者に育児休業を取得させた中小企業の事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号。第5条第2項において「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (2) 男性労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者のうち男性である者をいう。
- (3) 中小企業等 常時使用する従業員の数が300人以下の企業その他の法人をいう。

(奨励金の対象及び交付額)

第3条 奨励金は、次の各号の全てに該当する中小企業等の事業主に対して交付する。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
 - (2) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (3) 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること。
 - (4) 法令の規定を順守し、適切な労務管理を行っていること。
- 2 奨励金の交付対象行為は、雇用する男性労働者が、令和5年4月1日以降、その養育する出生後8週間以内の子に係る連続する5日(勤務を要しない日を除く)以上の育児休業を取得し、当該育児休業が終了した日の翌日から以後1か月以上勤務させた場合とする。
- 3 奨励金の交付額は、育休取得者1人につき5万円とする。
- 4 奨励金の交付回数については、藤枝市働きやすい職場環境認定制度による認

定を受けている事業主にあつては1年度につき3回まで、同制度による認定を受けていない事業主にあつては1年度につき1回とする。

- 5 第1項及び第2項の規定に関わらず、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人(その資本金の全部又は一部を国又は地方公共団体が出資している法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人)は、この奨励金の交付対象としないものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、対象となった男性労働者が当該育児休業が終了した日の翌日から起算して3か月以内又は当該年度の3月末(閉庁日を除く)のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて奨励金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) 雇用保険適用事業所設置届の写し等雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
- (2) 母子健康手帳その他の育児休業に係る子の出生の事実を確認できるものの写し
- (3) 対象となる男性労働者の育児休業申出書の写し
- (4) 対象となる男性労働者の出勤簿その他の育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるものの写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第5条 市長は、奨励金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定したときは、奨励金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 2 規則第13条の規定による通知は、前項の規定による交付決定通知書をもって、額の確定通知があつたものとみなす。

(請求)

第6条 前条の規定により、支給を決定する通知を受けた事業主は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第3号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

申請者名称

代表者

藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金の支給を受けたいので、藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 奨励金申請額 金 円

2 奨励金の支給に係る事項

企業の概要	会社等の名称			
	設立年月日	年 月 日		
	業種			
	申請月の初日における常時使用従業員数	人（内、男性 人、女性 人）		
育児休業取得者の状況	取得者の職・氏名			
	子の生年月日	年 月 日		
	育児休業期間	年 月 日から年 月 日まで（ 日間）		
		内、勤務を要しない日を除く取得日数（ 日間）		
職場復帰日	年 月 日			
記入者	氏名		所属・職名	
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

（交付の場合）

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金交付要綱を遵守すること。

（不交付の場合）

不交付の理由

第 3 号様式（第 6 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により奨励金の交付の決定
を受けた藤枝市男性労働者の育児休業取得奨励金として、上記のとおり請求しま
す。

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
(所在地)
(団体名)
氏 名
(代表者名)

印

口座振込先金融機関名

支 店 名

口座種別

口座番号

口座名義